諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年5月2日(平成28年(行情)諮問第353号)

答申日:平成28年7月27日(平成28年度(行情)答申第230号)

事件名:特定事件番号の答申書に記載の「検討」に係る文書の一部開示決定に

関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

「『検討』(平成27年度(行情)答申第381号2頁)にかかる文書の全て。※電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、異議申立書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年1月7日付け防官文第160号により防衛大臣が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、原処分の取消し及び文書の再特定を求める。

- 2 異議申立ての理由
- (1) 改めて文書の特定を求める。

本件開示決定で特定された文書は「異議申立書」とあるだけで、いかなる処分に対するものであるのか不明であるため、特定された文書が正しいものか異議申立人は確認することができない。

そこで最低限,対象処分を明示した形で文書の特定が行われるべきで ある。

(2)他にも文書が存在する。

最低限、検討の経緯を記録した文書が存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年1月7日付け防官文第160号により、本件対象文書について、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 本件開示請求の背景について

本件開示請求は、特定異議申立人から異議申立書とともに提出された書

類については、異議申立書の添付書類として異議申立書と一体を成すものであり、行政不服審査法26条に基づき提出された証拠書類には当たらないと考える根拠となる文書の全てを求める別件開示請求について、文書不存在を理由とした不開示決定を行ったことに係る情報公開・個人情報保護審査会への諮問(当該諮問に対する答申が開示請求者(異議申立人)の引用する「平成27年度(行情)答申第381号」)において、防衛省が、何をもって同条の証拠書類と考えるのかについて、異議申立書との関連性や提出の状況等を踏まえて「検討」した結果であるとの説明を行ったことを受け、なされたものである。

- 3 異議申立人の主張について
- (1) 異議申立人は、「最低限、検討の経過を記録した文書が存在するはずである」として、本件対象文書以外にも特定されるべき文書が存在する旨を主張するが、当該「検討」は、異議申立書との関連性や提出の状況等を踏まえて検討したものであり、特段経緯を示す文書は作成しておらず、異議申立人が存在するはずであると主張する文書は存在しない。
- (2) また、異議申立人が、「本件開示決定で特定された文書は『異議申立書』とあるだけで、いかなる処分に対するものであるのか不明である」とし、開示決定通知書における本件対象文書の表記が不適切である旨の主張をしていることについては、審理した結果、どの処分に対する異議申立書のことであるのか明示すべきであると判断し、原処分の本件対象文書の表記を変更することとする。
- (3)以上のことから,異議申立人の文書の特定に係る主張には理由がなく,原処分を維持することが妥当である。
- 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成28年5月2日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月1日

審議

④ 同月25日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「検討」(平成27年度(行情)答申第381号2頁) に係る文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は本件対象文書を特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ、次のとおりであった。

- ア 本件開示請求は、平成27年度(行情)答申第381号(以下「別件答申」という。)において、特定異議申立人から異議申立書とともに提出された書類は、異議申立書の添付書類として異議申立書と一体を成すものであり、行政不服審査法26条に基づき提出された証拠書類には当たらないと諮問庁が考える根拠について、諮問庁が、異議申立人の提出した書類と異議申立書との間の関連性や当該書類の提出状況等を踏まえて「検討」した結果、当該書類は、同条の証拠書類に該当しないと判断した旨説明していることを受けて、なされたものである。
- イ 当該「検討」は、防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室において行われたものであり、何が行政不服審査法26条の証拠書類に該当するのかについて、規則類や解説などには特段明文化したものは見当たらなかったことから、異議申立人が同条の証拠書類に該当するとして返還を要求する書類(以下「別件書類」という。)が添付された異議申立書(本件対象文書)と別件書類の間の関連性や別件書類の提出状況等を踏まえ、別件書類は同条の証拠書類には該当しないと判断したものであり、異議申立人が存在するはずと主張する「検討の経緯を記録した文書」は存在しない。
- (2)別件答申を確認したところ、諮問庁の上記(1)アの説明に沿う内容であり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。
- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定 し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に 開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないの で、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久